

下水道事業経営戦略

(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月改定

上島町公営事業課

目次

第1章 計画改定の趣旨等	2
1.計画改定の趣旨	2
2.経営戦略の位置づけ	2
3.対象および計画期間	2
第2章 事業概要	3
1.事業の現況	3
(1)施設	3
(2)対象区域図	4
(3)使用料	6
(4)組織	8
2.民間活力の活用等	8
3.現在の経営状況、現状分析	9
経営比較分析表による現状分析	9
第3章 将来の事業環境等	11
1.人口の予測	11
2.有収水量の予測	14
3.使用料収入の見通し	15
4.施設の見通し	18
5.組織の見通し	20
5.費用の見通し	21
第4章 経営の基本方針	23
第5章 投資・財政計画	24
1.投資・財政計画	24
2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	28
3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	32
第6章 経費回収率の向上に向けた取り組み	33
1.収入増加のための取り組み及び実施時期	33
2.支出削減のための取り組み及び実施時期	34
3.経費回収率の向上に向けたロードマップ	34
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	35
1.事後検証	35
2.経営戦略の見直し	35

第1章 計画改定の趣旨等

1.計画改定の趣旨

経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図り、健全で安定した経営を維持するための「経営戦略」の改定を行うものとします。

下水道は、町民の公衆衛生の向上及び地域の健全な発達に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な社会基盤施設です。

一方で、地方公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められています。

下水道事業の経営環境は、人口減少等の社会構造の変化や節水機器の普及に伴うサービス需要の減少、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増加など、年々厳しさを増しています。

将来にわたって、安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要です。

2.経営戦略の位置づけ

総合計画等と整合を図りながら、中長期的な経営の基本計画として策定します。

本経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営指針であるとともに、「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）及び「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）による「経営戦略」として位置付けるものです。

3.対象および計画期間

経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

令和3年3月に特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の経営戦略をそれぞれ策定しました。

前回策定から5年経過し見直し時期を迎えたことに加え、令和6年4月から特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び、特定地域生活排水処理事業について地方公営企業法を適用して公営企業会計に移行したことにより、会計を一本化した為、経営戦略を一本化して改定します。

また、計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

第2章 事業概要

1.事業の現況

本経営戦略の対象となる施設の概況について整理し、サービス供給体制の現状を把握します。

(1)施設

本町の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の汚水処理の現況は下表のとおりです。

供用開始後年数は令和7年度末時点で計算しています。

	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (供用開始後28年経過)	平成5年度 (供用開始後32年経過)	平成14年度 (供用開始後23年経過)
法適用・法非適用の区分	令和6年度から適用(一部適用)		
処理区域内人口密度 (令和6年度末時点)	2,281.31(人/㎢)	1,514.06(人/㎢)	14.37(人/㎢)
処理区数	3 処理区	4 処理区	特定環境保全公共下水道・農業集落排水区域以外の地域
処理場数	3 処理場 (生名、弓削、岩城)	4 処理場 (佐島、西部、小漕、長江)	
浄化槽設置基数			188 基 (令和6年度末時点)
広域化・共同化・最適化 実施状況	「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画」(令和5年3月)において、愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会に参加しました。		

(2) 対象区域図

本町は、特定環境保全公共下水道・農業集落排水・特定地域生活排水処理事業にて面整備率100%です。

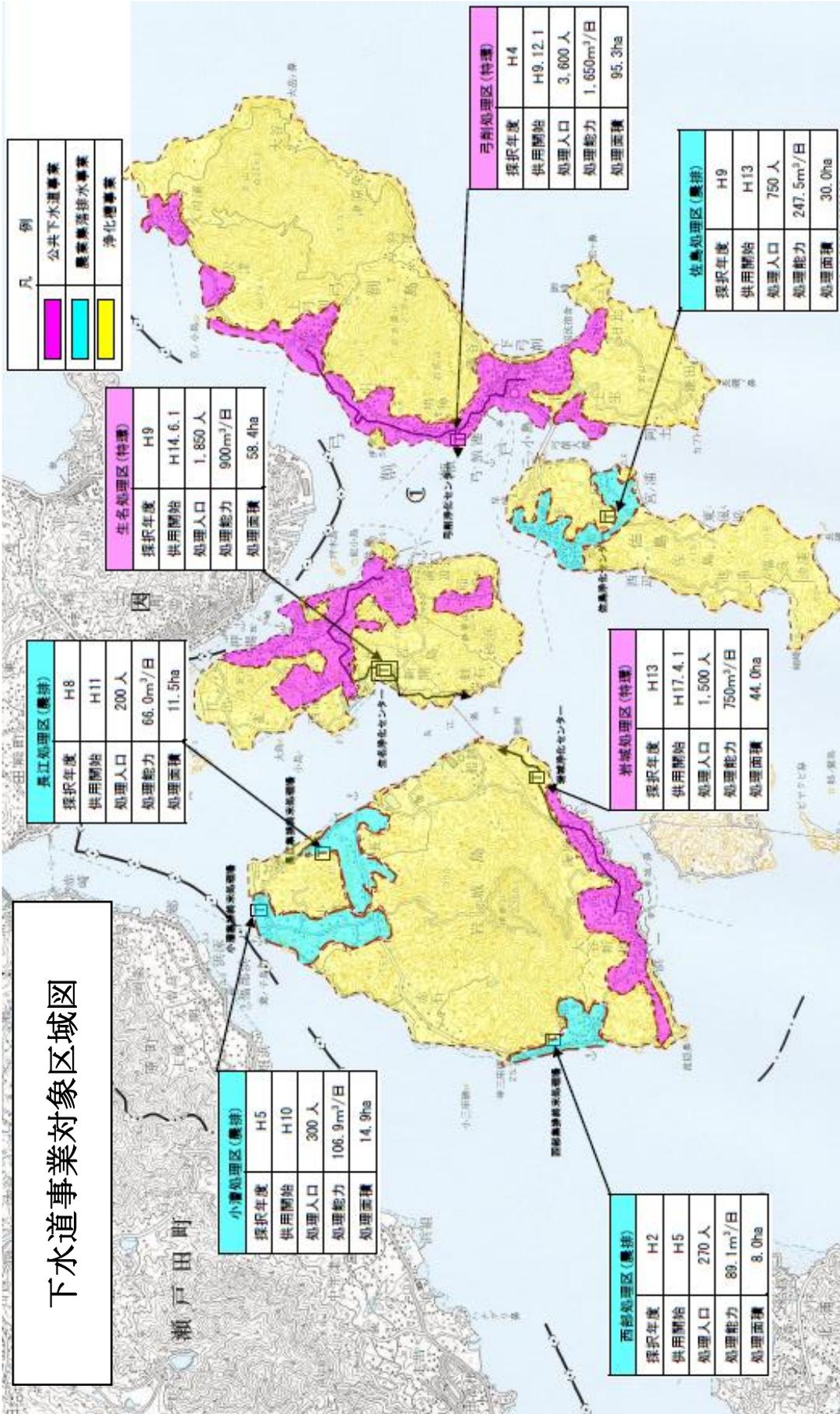
特定環境保全公共下水道事業については、生名、弓削、岩城の3つの処理区にて処理を行っており、供用開始は、弓削(平成9年)、生名(平成14年)、岩城(平成17年)であり、令和7年度末現在で供用開始から20～28年が経過しています。

農業集落排水事業については、佐島、西部、小漕、長江の4つの処理区にて処理を行っており、供用開始は、西部(平成5年)、小漕(平成10年)、長江(平成11年)、佐島(平成13年)であり、令和7年度末現在で供用開始から24～32年が経過しています。

特定地域生活排水処理事業については、特定環境保全公共下水道区域と農業集落排水区域以外の区域にて整備しています。市町村設置方式にて合併処理浄化槽を設置しています。供用開始は、平成14年度であり、令和7年度末現在で23年経過しています。

3事業の対象区域は次頁に示しています。

下水道事業対象区域図



(3) 使用料

本町には特定環境公共下水道事業(3 処理区)・農業集落排水事業(4 処理区)・特定地域生活排水処理事業がありますが、これらの使用料金体系を統一しており、使用料は排水量に応じて算出します。なお、井戸水をご使用されているご家庭で、その排水を下水道に接続している場合は、認定水量により排水量を決定します。

① 下水道料金

区分	排水量	料金(税込み)
基本料金	10 m ³ まで	1,320 円
超過料金	11 m ³ 以上(1 m ³ あたり)	88 円

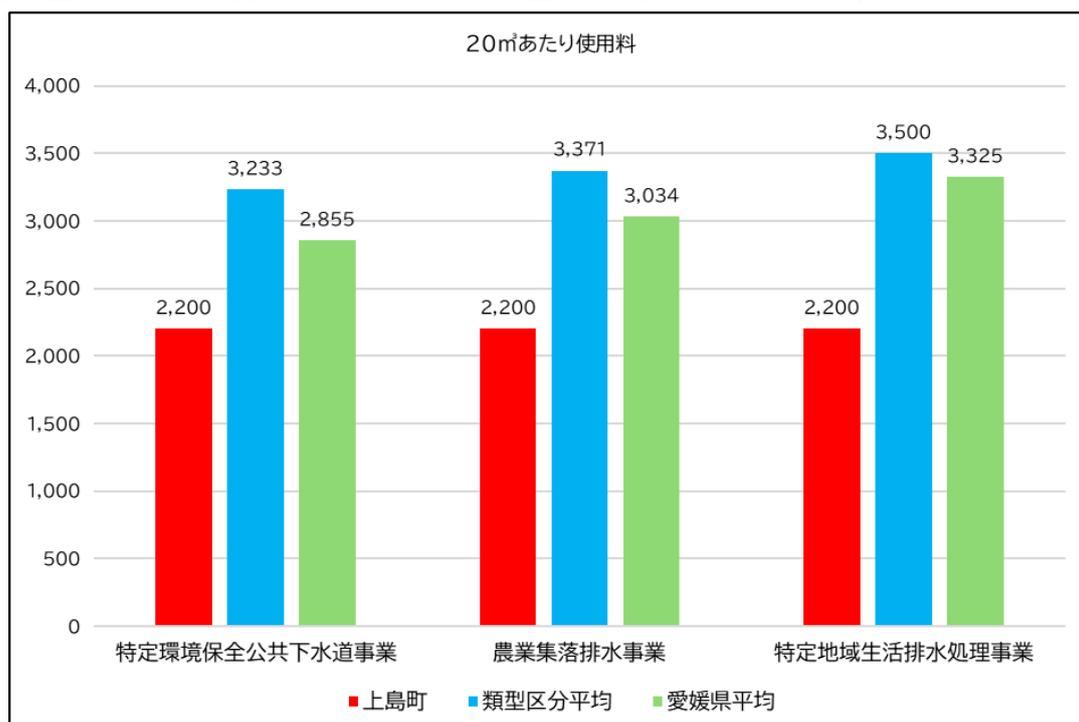
② 認定水量表(井戸水のみ)

世帯人数	認定水量	世帯人員	認定水量
1人世帯	8 m ³	3人世帯	24 m ³
2人世帯	16 m ³	4人以上	24 m ³ + (4 m ³ × 1人増ごと)

③ 使用料水準

本町の一般家庭用 20 m³/月あたりの使用料水準は 2,200 円(税込)となっており、どの事業においても類型区分平均、愛媛県平均よりも安い金額設定になっています。

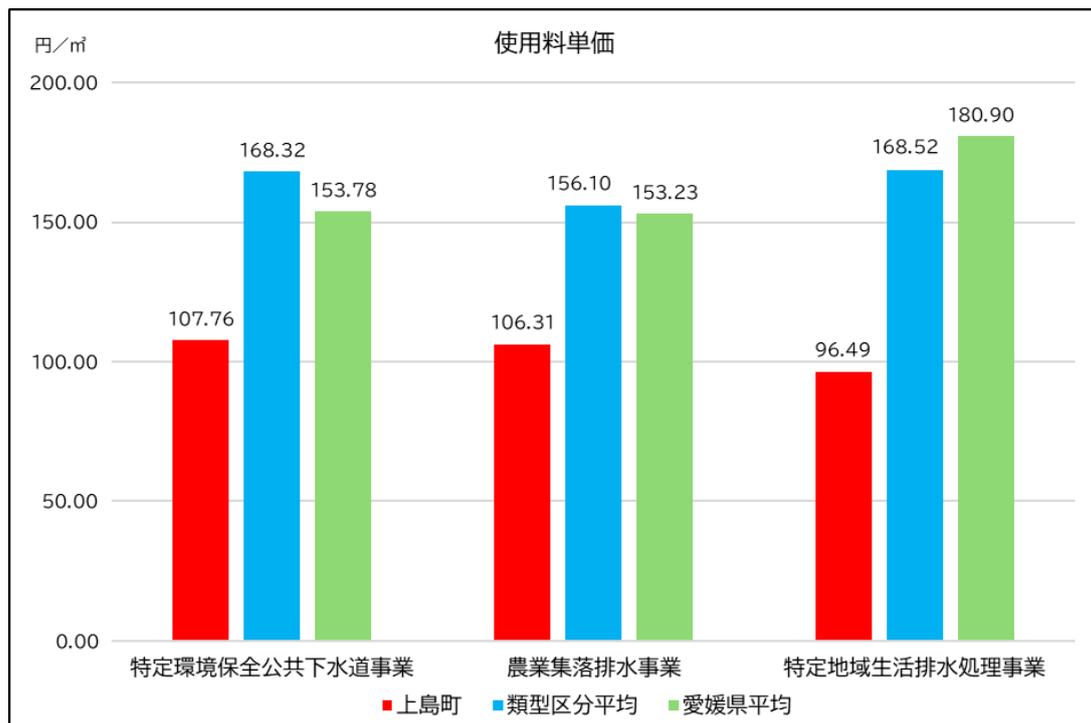
総務省の「令和5年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」を使用して、下水道事業の一般家庭用 20 m³/月あたりの下水道使用料を類似団体平均及び、愛媛県内の平均と比較した表になります。本町の使用料水準は 2,200 円(税込)となっており、どの事業においても類型区分平均、愛媛県平均よりも安い金額設定になっています。



④使用料単価

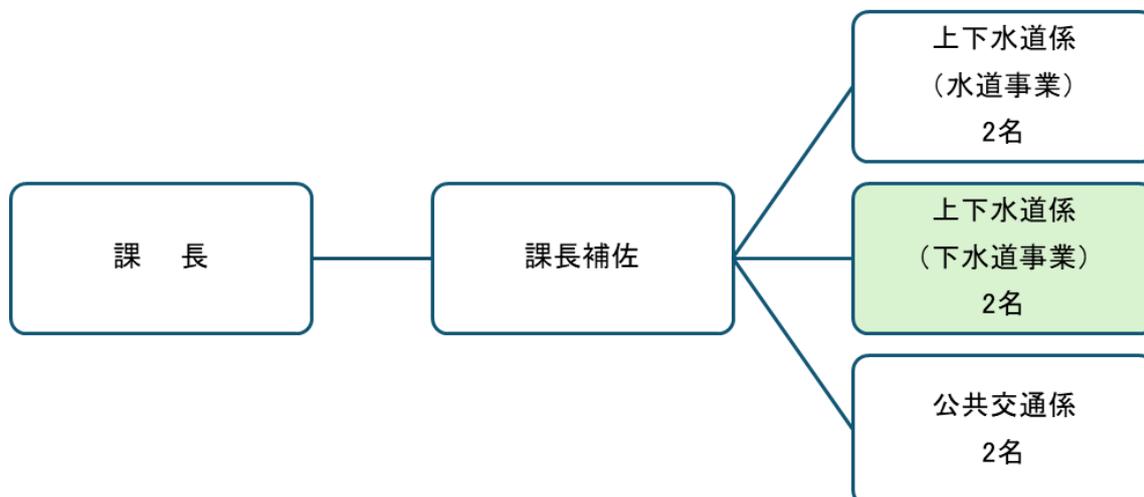
本町の使用料単価は 107.76 円/㎡(特定環境保全公共下水道事業)～96.49 円/㎡(特定地域生活排水処理事業)となっており、どの事業においても類型区分平均、愛媛県平均よりも安い使用料単価となっています。

総務省の「令和5年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」を使用して、下水道事業の使用料単価を類似団体平均、愛媛県内平均と比較した表になります。本町の使用料単価は 107.76 円/㎡(特定環境保全公共下水道事業)～96.49 円/㎡(特定地域生活排水処理事業)となっており、どの事業においても類型区分平均、愛媛県平均よりも安い金額設定になっています。



(4)組織

事業の運営は公営事業課で行っており、下水道事業は2名で対応しています。



2.民間活力の活用等

①民間活用の状況

本町では、特定環境保全公共下水道事業の3処理場、農業集落排水の4処理場の維持管理業務を民間事業者へ委託しています。

ウォーターPPPについては、今後導入可能性調査を行い検討していきます。

指定管理者制度やPPP・PFIについても、検討していきます。

②資産活用の状況

汚泥については、脱水化したものをたい肥処理施設へ搬入し再利用しています。

3.現在の経営状況、現状分析

経営比較分析表による現状分析

離島という地理的条件から処理場が小規模なうえ、集約が困難なことから、全国や類似団体と比べ汚水処理原価がかかっています。そのため、使用料と汚水処理原価で算出した経費回収率も全国や類似団体の平均値より低い値となっています。結果として、一般会計からの繰入金によって施設の維持管理や地方債償還金を補っている状況です。

総務省が公表している「経営比較分析表」に示されている主要な経営指標のうち、経営の健全性を示す指標を用いて現状を分析していきます。経営比較分析表とは、公営企業の経営の健全性を示す主要な経営指標と、各指標についての分析で構成されるものです。

なお、今回の分析は令和5年度決算を使用していますので法非適用企業での算出となります。また、令和5年度は打ち切り決算により例年と違う数値となっていることが考えられるため、参考として令和4年度分も記載しています。

① 収益的収支比率

	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	特定地域生活排水処理
上島町(R5)	92.66%	92.21%	245.19%
上島町(R4)	85.56%	85.99%	93.59%
類似団体(R5)	公表無し	公表無し	公表無し
全国平均(R5)	公表無し	公表無し	公表無し
現状分析	特定地域生活排水処理事業については令和5年度が突出しており、令和4年度以前は90%台で推移しています。いずれの事業も使用料収入だけでの経営が困難な為、一般会計からの繰入金によって施設の維持管理や地方債償還金を補っている状況です。		

	算出式(法非適用企業)
収益的収支比率(%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

【指標の意味】

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

② 経費回収率

	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	特定地域生活排水処理
上島町(R5)	35.55%	16.44%	51.56%
上島町(R4)	41.18%	32.13%	21.39%
類似団体(R5)	70.71%	61.15%	56.06%
全国平均(R5)	75.33%	56.93%	53.65%
現状分析	全国や類似団体の平均値より低い値となっています。離島という地理的条件から処理場を集約が困難なことから、全国や類似団体と比べ経費がかかっているためですが、今後最適な処理方法を検討していきます。また、料金改定についても併せて検討し、適正な使用料収入を確保することで、経営改善を図ります。		

	算出式(法非適用企業)
経費回収率(%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

③ 汚水処理原価

	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	特定地域生活排水処理
上島町(R5)	303.12 円	646.77 円	187.12 円
上島町(R4)	306.77 円	399.99 円	537.17 円
類似団体(R5)	233.15 円	250.43 円	304.36 円
全国平均(R5)	215.73 円	271.15 円	307.86 円
現状分析	離島という地理的条件から処理場が小規模なうえ、集約が出来ないことから、全国や類似団体と比べ経費がかかっています。そのため、類似団体平均、全国平均よりもコストがかかっている状況です。 特定地域生活排水処理事業については打ち切り決算による未払が発生したことにより低くなっていますが、令和4年度のように例年は500円前後で推移しています。		

	算出式(法非適用企業)
汚水処理原価(円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$

【指標の意味】

有収水量1^m当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

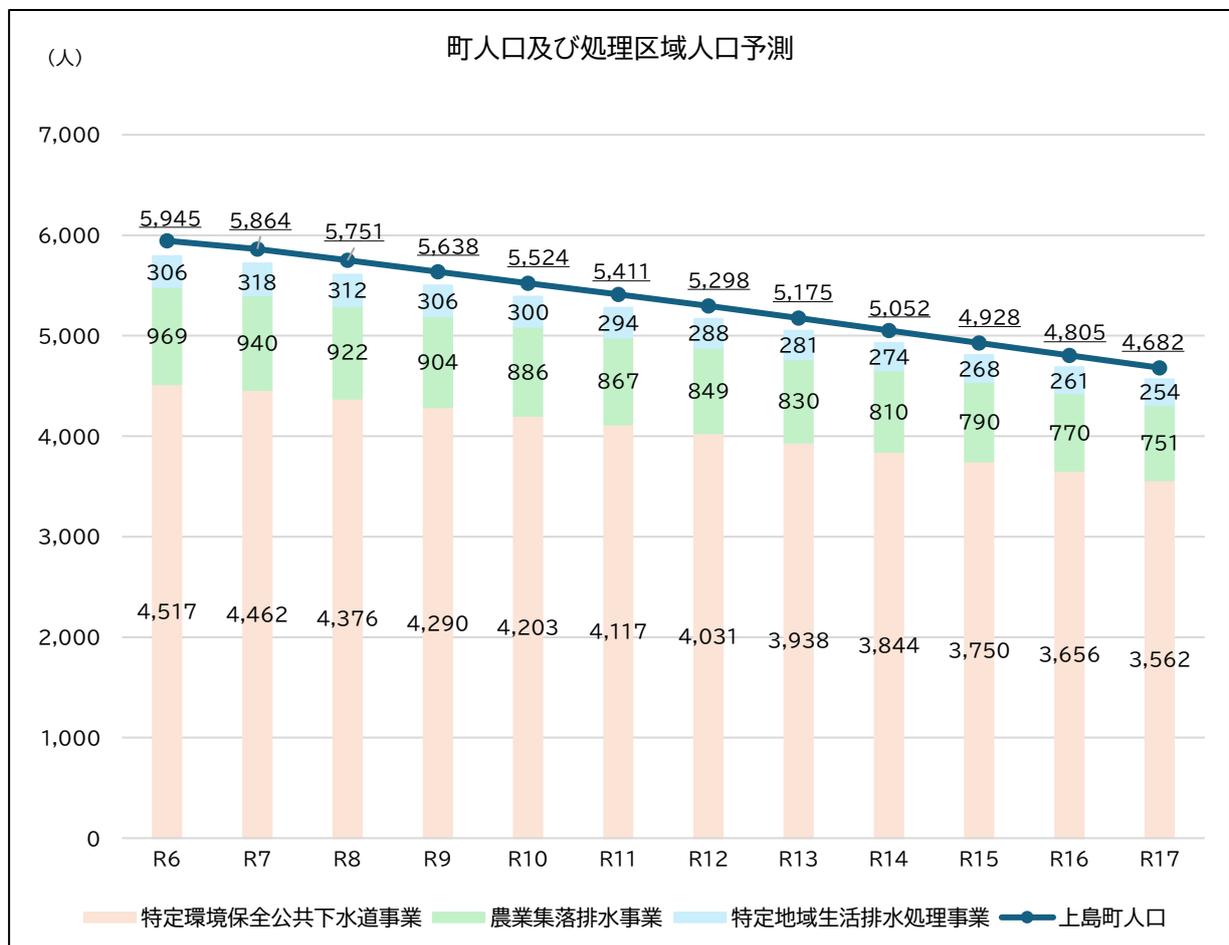
第3章 将来の事業環境等

1.人口の予測

町の人口は令和7年度 5,864 人から令和17年度には 4,682 人になると推測されており、約 1,200 人減少すると予測されます。

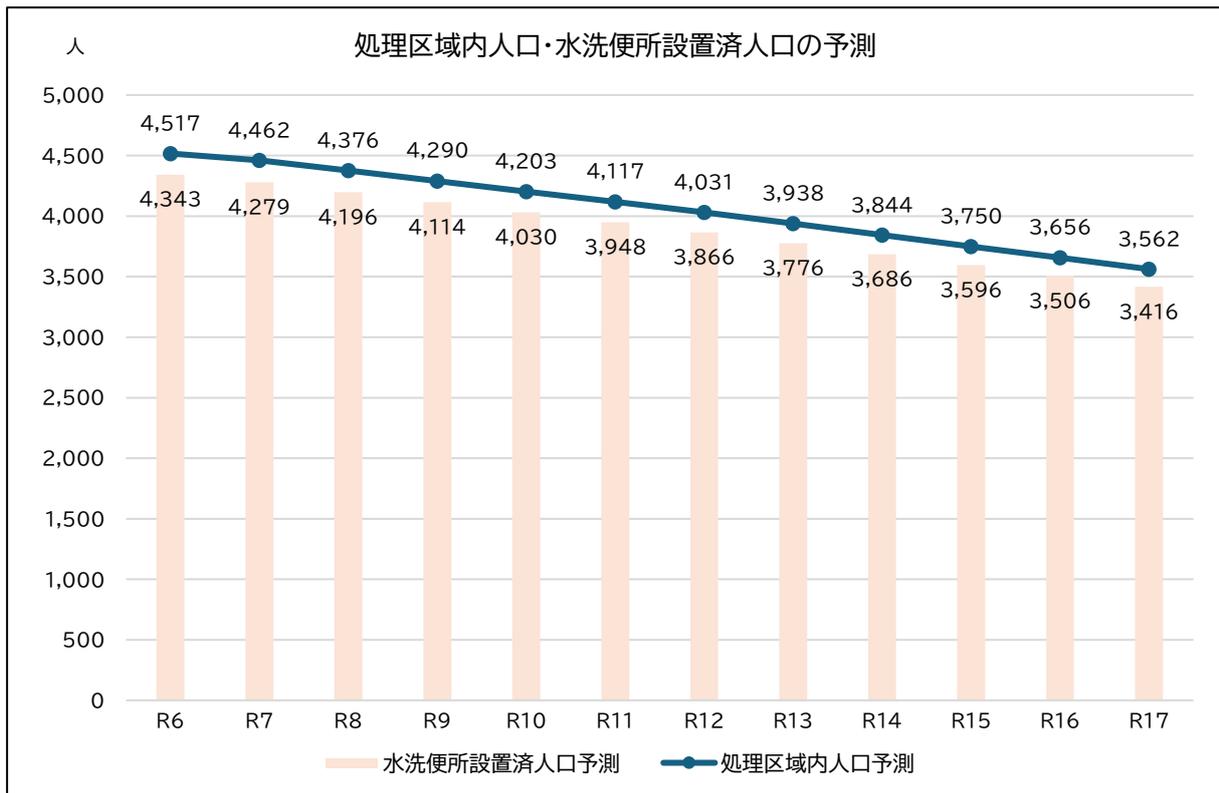
町の人口変動は「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づき、町一律で変動するものと仮定しました。この人口変動より、処理区域内人口は概ね一定の比率で人口減少していくこととなります。

町の人口は令和7年度 5,864 人から令和17年度には 4,682 人になると推測されており、約 1,200 人減少すると予測されます。

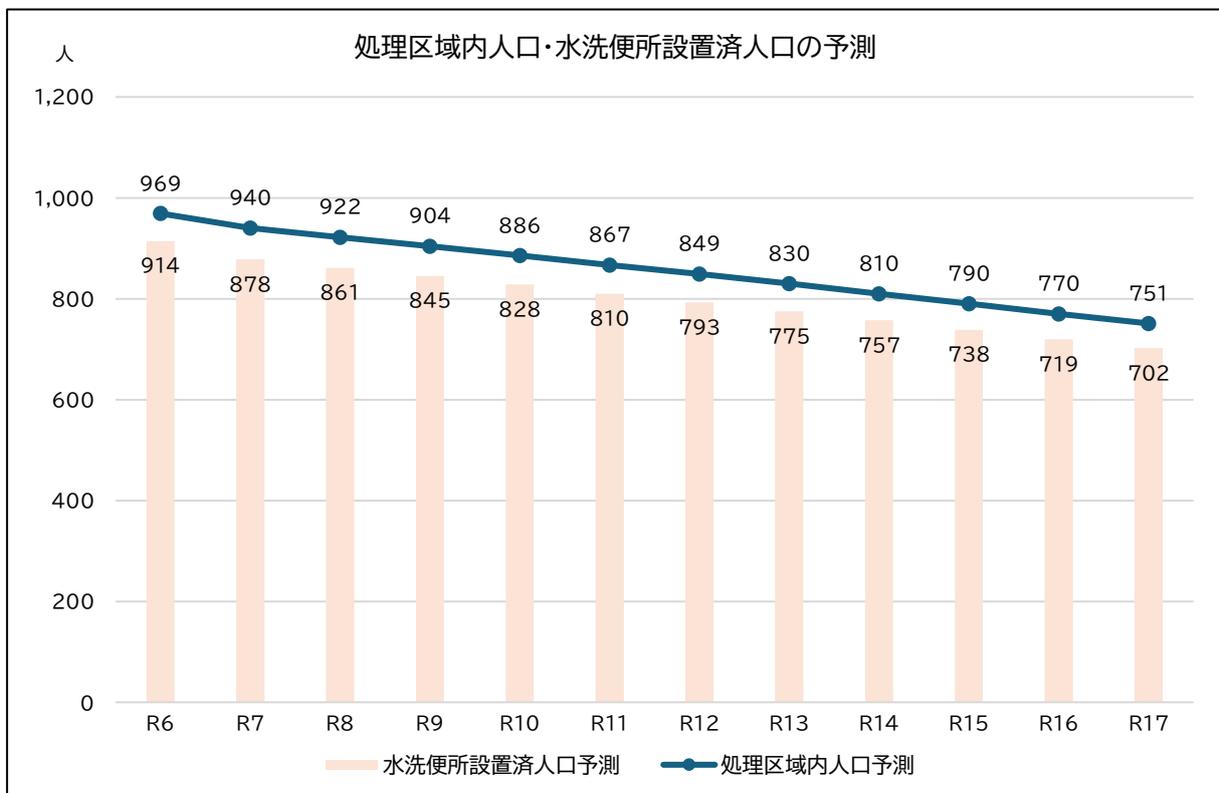


また、事業別の処理区域内人口と水洗便所設置済人口・浄化槽設置済人口の予測については次頁以下のとおりとなっています。

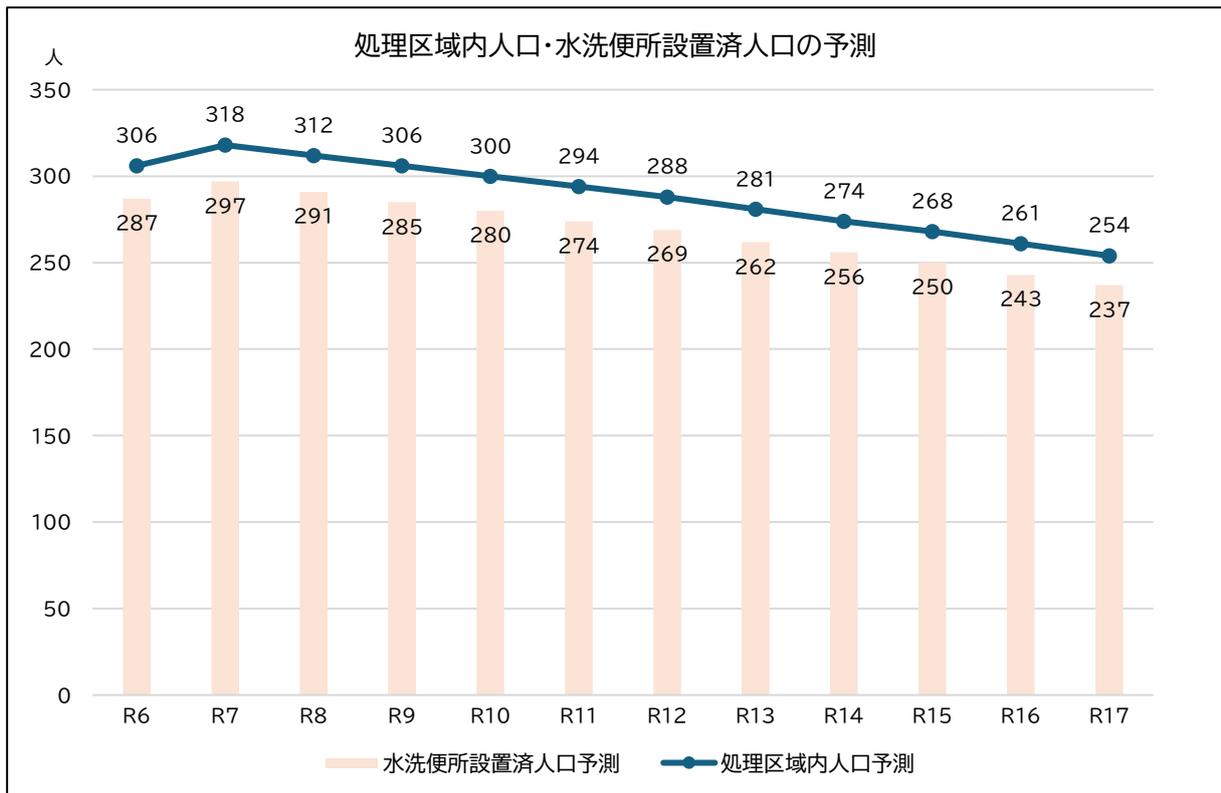
①特定環境保全公共下水道事業



②農業集落排水事業



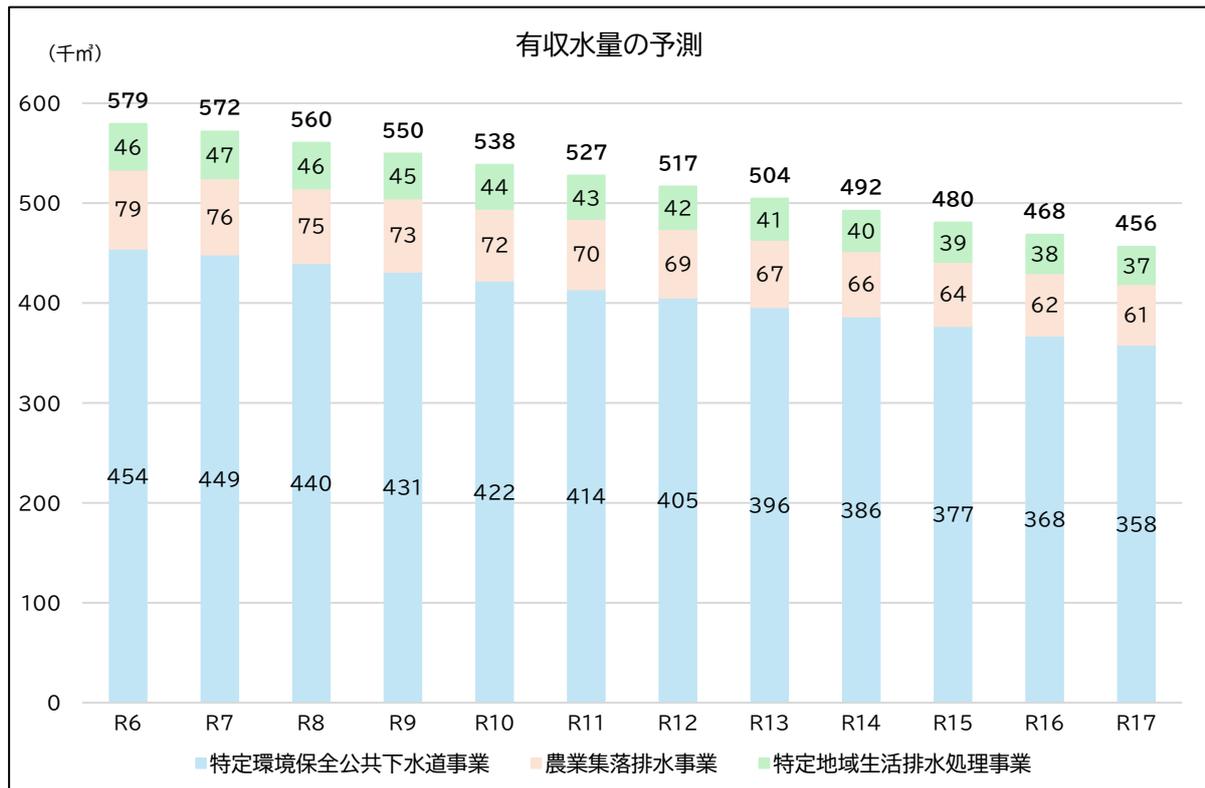
③特定地域生活排水処理事業



2.有収水量の予測

令和7年度の572千 m^3 に対して令和17年度には、456千 m^3 程度まで減少する見込みです。

有収水量は、近年減少傾向となっています。今後も、人口減少の影響により、さらに有収水量は落ち込むことが予測され、3事業合計で令和7年度の572千 m^3 に対して令和17年度には、456千 m^3 程度まで減少する見込みです。



3.使用料収入の見通し

・料金改定しない場合

令和12年度は約 6,100 万円となり、令和17 年度は約 5,400 万円まで減少する見通しとなっています。

・料金改定した場合

令和12年度で約 1 億 400 万円、令和17年度は約 1 億 5,600 万円になる見通しです。

前項で算出した有収水量に、実績から算出した使用料単価を乗じることで使用料収入の推計を行っています。

また、令和9年度、令和14年度にそれぞれ料金改定した場合でも算定しています。令和9年度の料金改定は、令和12年度に経費回収率が 40%になる単価(下水道事業の使用料単価:201.76 円)で推計しています。また、令和14年度の料金改定は、令和17年度に経費回収率が 50%になる単価(下水道事業の使用料単価:341.03 円)で推計しています。なお、経費回収率の向上及び、目標達成のためにも、料金改定の実施が必要になります。

料金改定しない場合は、下水道事業全体で、令和7年度の約 6,600 万円から、人口減少に伴って、令和12年度は約 6,100 万円となり、令和17 年度は約 5,400 万円まで減少する見通しとなっています。

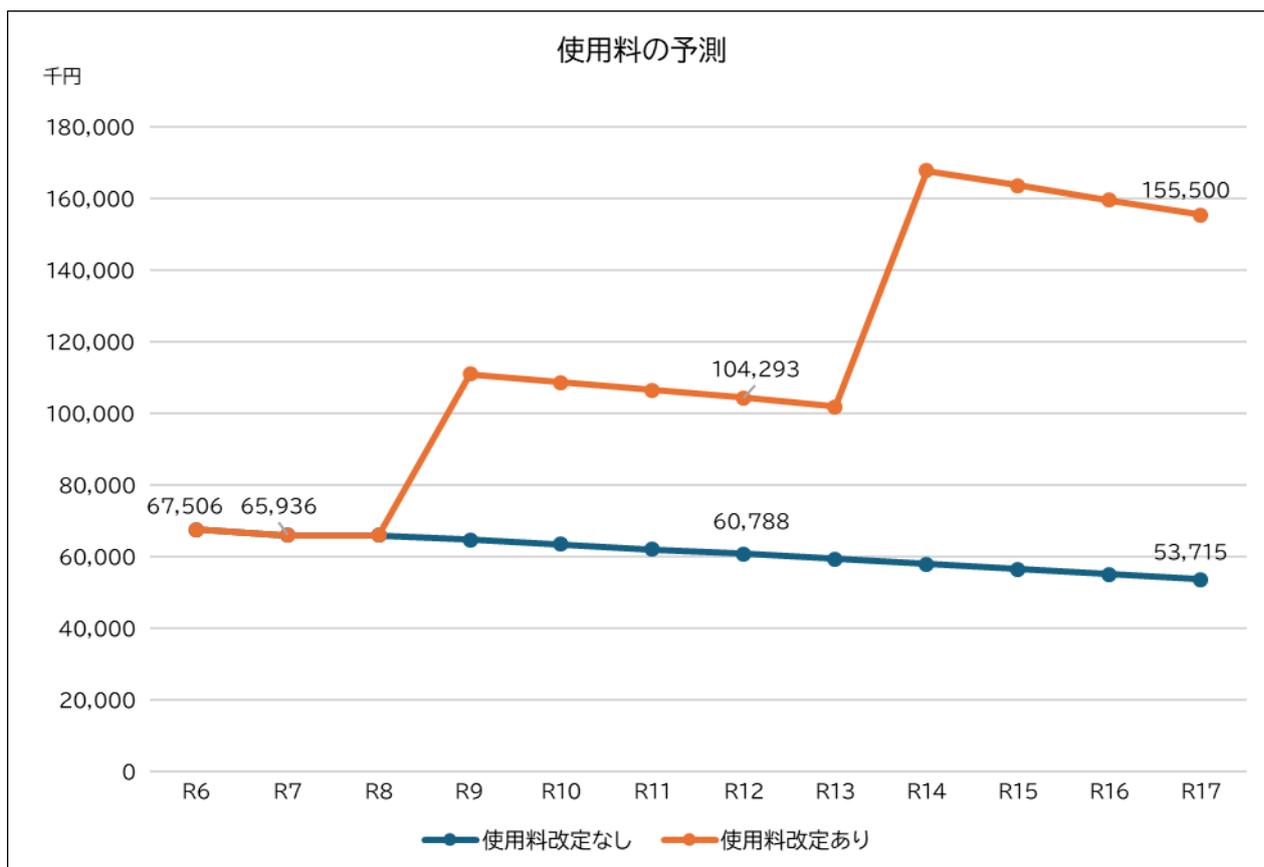
料金改定した場合で試算すると、令和12年度で約 1 億 400 万円、令和17年度では約 1 億 5,600 万円になる見通しです。

※参考

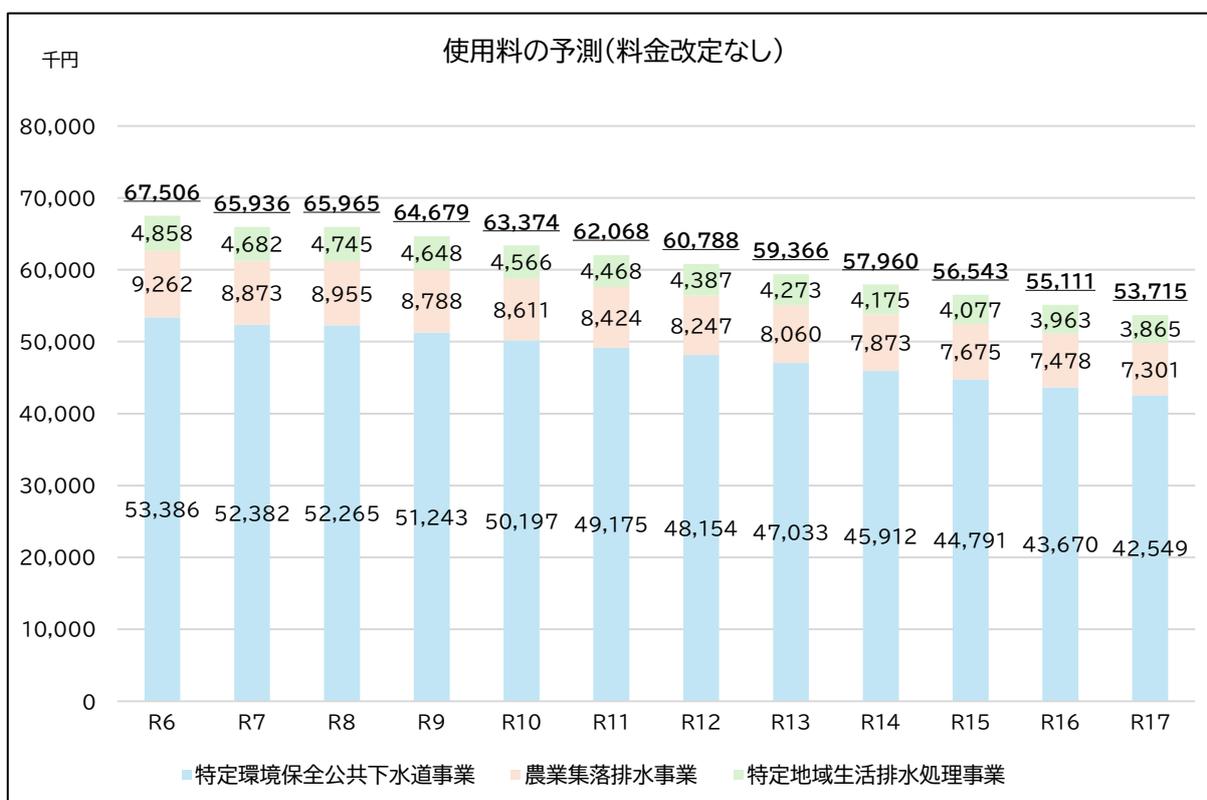
使用料単価	令和9年度	令和14年度
料金収入予測(A)	110,966(千円)	167,787(千円)
有収水量予測(B)	550(千m ³)	492(千m ³)
使用料単価(C) (A÷B)	201.76 円/m ³	341.03 円/m ³

経費回収率	令和12年度	令和17年度
料金収入(A)	104,293(千円)	155,500(千円)
汚水処理費(B)	260,723(千円)	310,952(千円)
経費回収率(C) (A÷B)	40.0%	50.0%

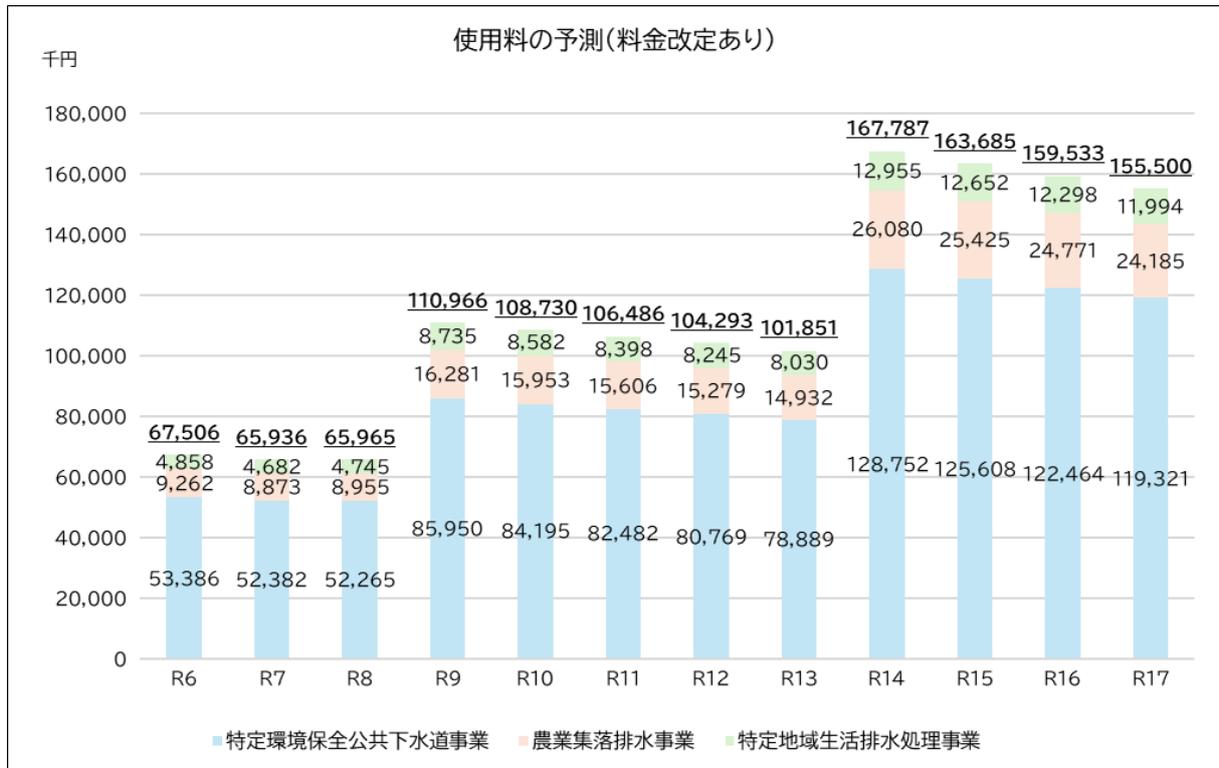
※経費回収率に係る汚水処理費については、本来は減価償却費や支払利息などの資産維持費等を含めて考える必要がありますが、現状維持管理費を使用料で賄い切れていない状況であるため当面は減価償却費、支払利息を除いた収益的費用を、経費回収率の汚水処理費とみなすこととします。



①料金改定をしなかった場合の事業別使用料推計



②料金改定をした場合の事業別使用料推計



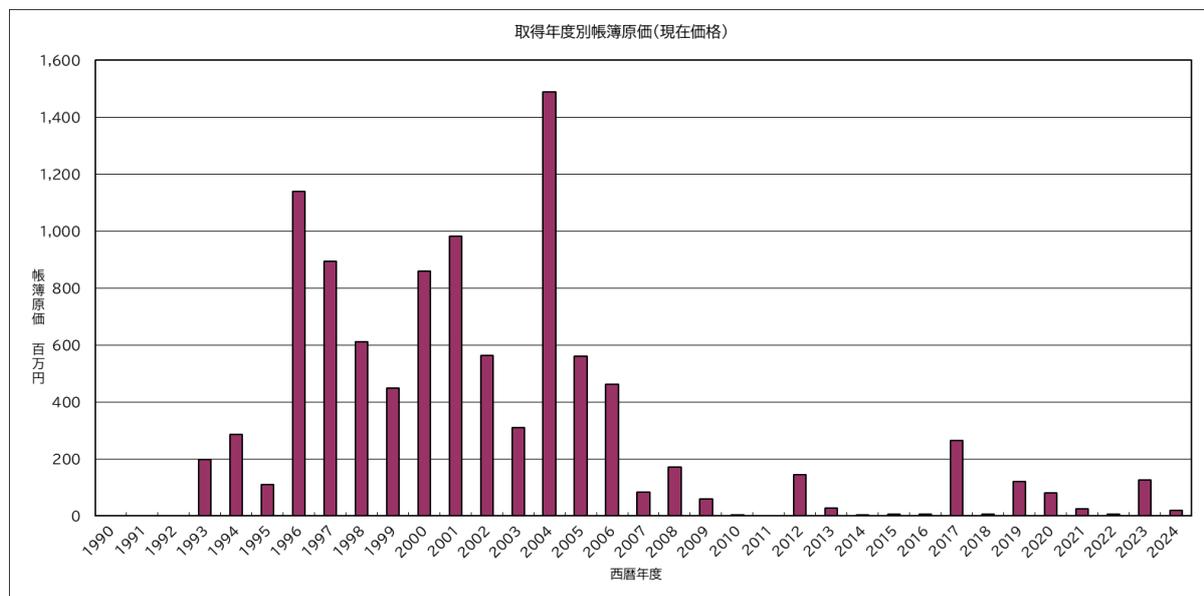
4.施設の見通し

①特定環境保全公共下水道事業

ストックマネジメント計画に基づき、令和8年度から令和12年度にかけて弓削・生名・岩城浄化センターの長寿命化工事を実施していく予定です。

平成9年度供用開始に合わせて、平成8年度から平成16年度で集中して建設工事を行っています。このことから、計画期間内で管渠の更新時期を迎えることはありませんが、電気設備や機械設備等についてはすでに耐用年数を超過している機器や計画期間内に超過する機器があります。

改良工事・更新については、ストックマネジメント計画に基づき、令和8年度から令和12年度にかけて弓削・生名・岩城浄化センターの長寿命化工事を実施していく予定です。

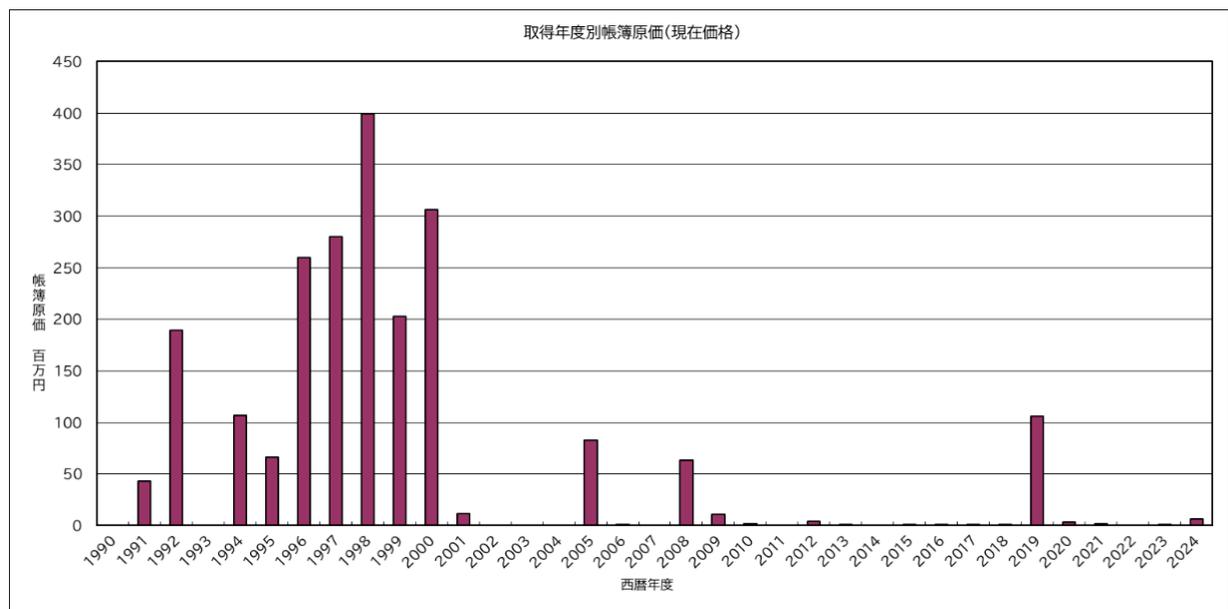


②農業集落排水事業

農業集落排水事業計画に基づき、令和7年度から令和11年度まで老朽化施設の機能強化工事を実施していく予定です。

平成5年度供用開始に合わせて、平成4年度から平成12年度で集中して建設工事を行っています。このことから、計画期間内で管渠の更新時期を迎えることはありませんが、電気設備や機械設備等についてはすでに耐用年数を超過している機器や計画期間内に超過する機器があります。

改良工事・更新については、農業集落排水事業計画に基づき、令和7年度から令和11年度まで老朽化施設の機能強化工事を実施しています。



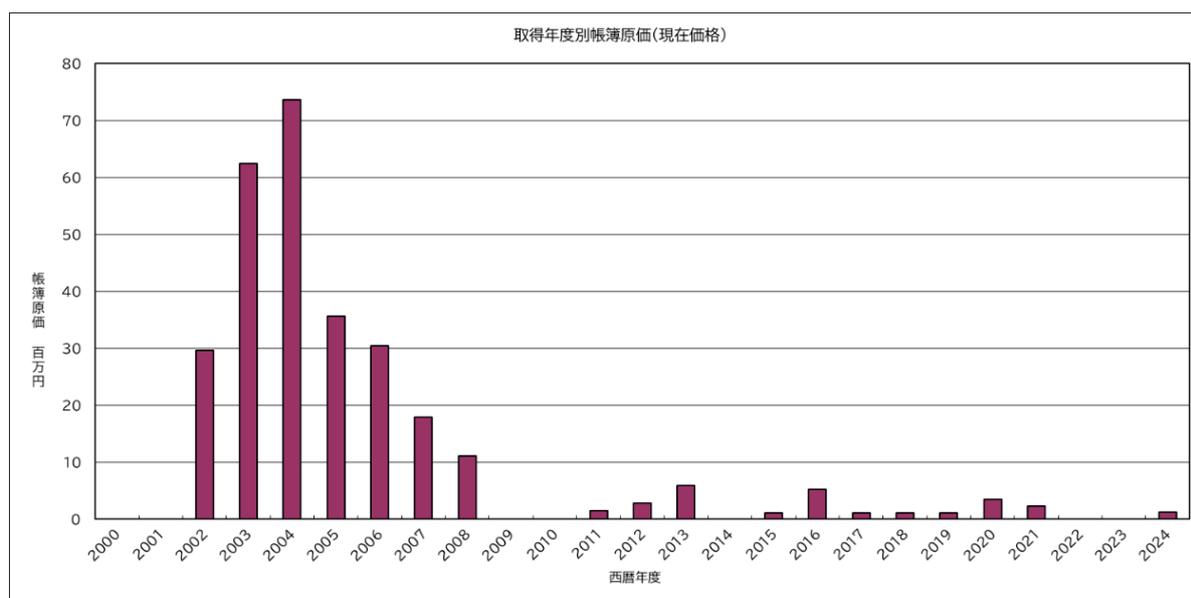
③特定地域生活排水処理事業

年2基の合併処理浄化槽の新規設置を予定しています。

平成14年度から平成20年度で集中して設置しています。このことから、計画期間内である令和12年度から令和17年度で耐用年数を経過する浄化槽が145基あることになります。

今後の維持管理については、修繕等による長寿命化により維持していくこととします。

一方で、令和4年12月策定の「上島町循環型社会形成推進地域計画」の中で令和9年度まで、年2基の合併処理浄化槽の新規設置を予定しています。



5.組織の見通し

現状の組織体制では適切な維持管理を行うのに十分な人数と言い難く、増員を希望しています。また、公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験の維持・継承についても継続的に検討します。

下水道事業は他の一般行政事務とは異なり、専門性が高く、従事期間に比例した経験値によって円滑に対応できるケースが多いと考えます。

また、地方公営企業法の適用によって始まった公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう適切な組織体制を継続的に検討します。

5.費用の見通し

・収益的費用全体

令和6年度決算では約4億4,700万円でしたが、令和12年度は約5億2,600万円となり、令和17年度は約6億1,200万円まで増加する見通しとなっています。

・減価償却費、支払利息を除いた収益的費用

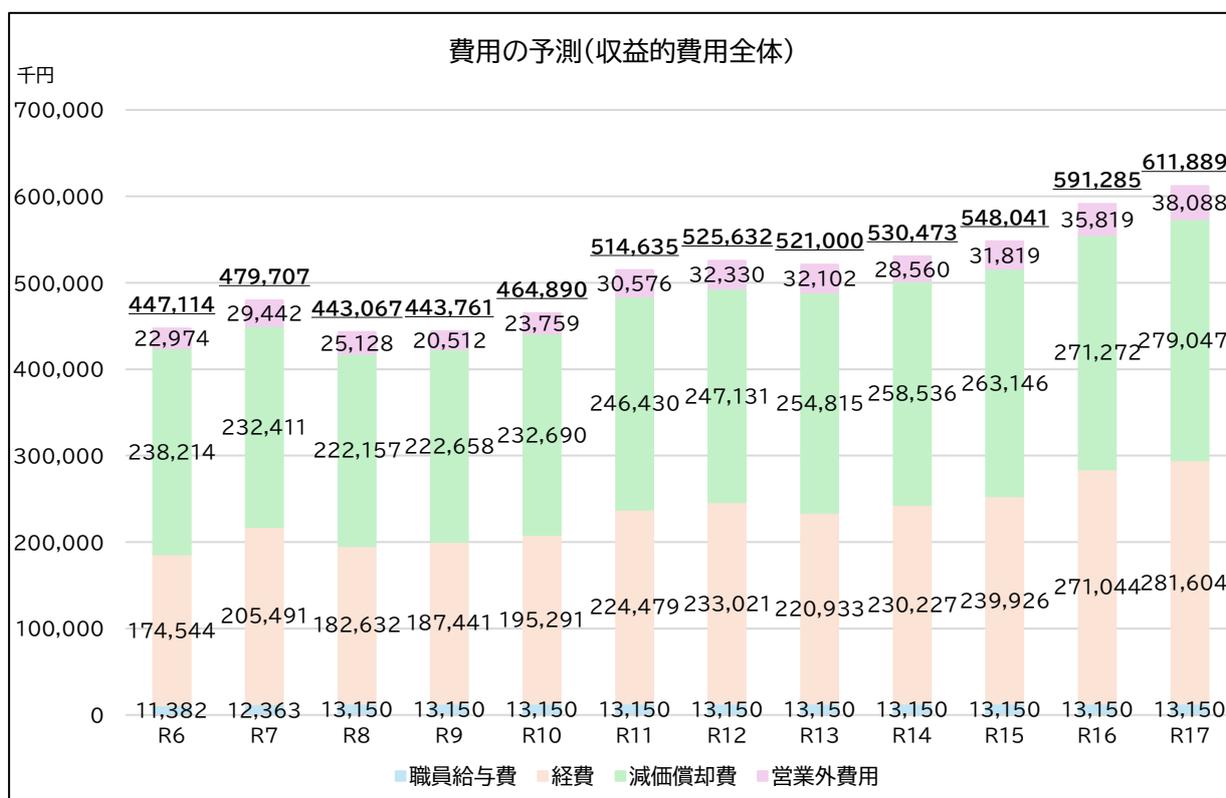
令和6年度決算では約1億9,200万円でしたが、令和12年度は約2億6,100万円となり、令和17年度は約3億1,100万円まで増加する見通しとなっています。

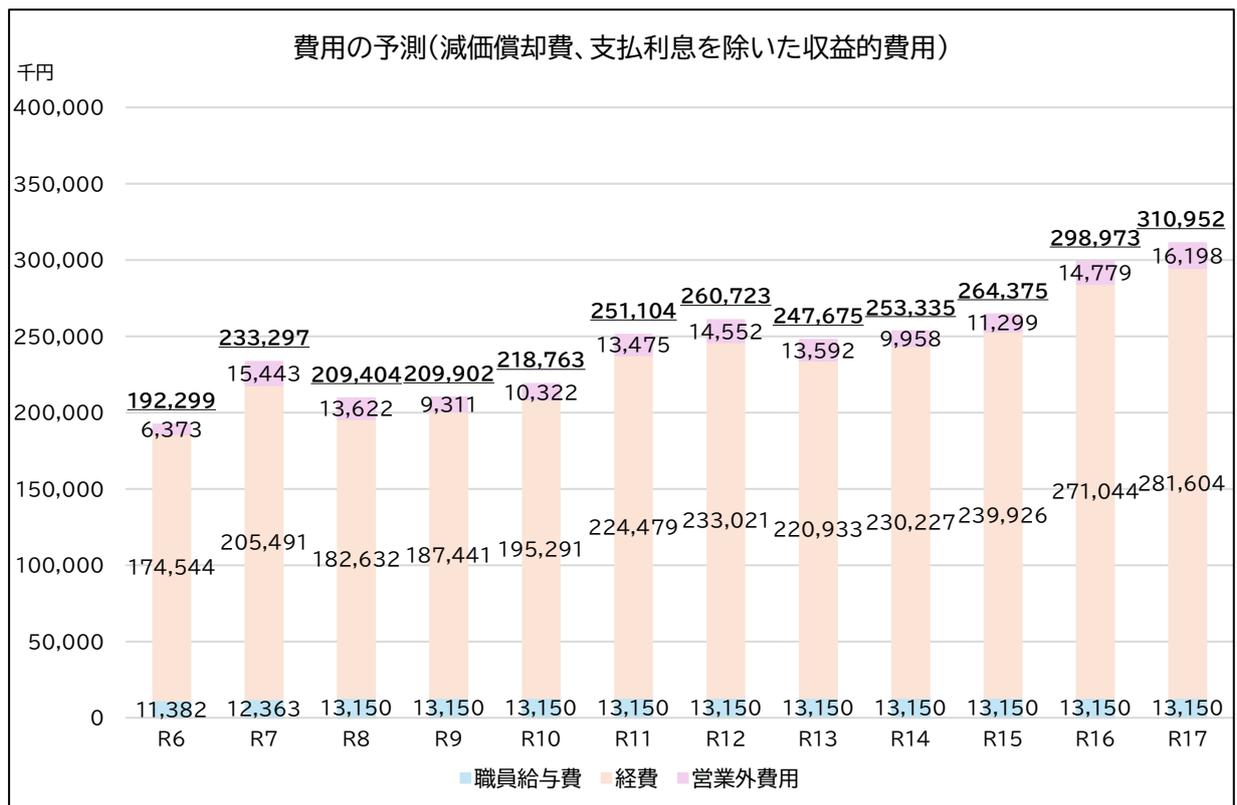
物価上昇を加味した経常費用の推計を行っています。

物価上昇については、2020年基準消費者物価指数時系列リストの2022年～2024年の3か年平均を使用しています。

営業費用全体では、令和6年度決算では約4億4,700万円でしたが、物価高騰を加味して推計すると、令和12年度は約5億2,600万円となり、令和17年度は約6億1,200万円まで増加する見通しとなっています。

減価償却費、支払利息を除いた営業費用では、令和6年度決算では約1億9,200万円でしたが、令和12年度は約2億6,100万円となり、令和17年度は約3億1,100万円まで増加する見通しとなっています。





第4章 経営の基本方針

上島町第3次総合計画で基本目標である、「誰もが今ある豊かで幸福な暮らしを継続していけるまちづくり」に基づき、「安定したサービスの提供」、「事業の継続」、「適切なマネジメント」を軸として事業に取り組みます。

安定したサービスの提供

- ・ 施設の老朽化対策や災害発生時の施設機能の確保を行い、安定的な下水道サービスの提供を目指します。
- ・ 処理場や管路施設の点検・調査の実施
- ・ 不具合が確認される施設の修繕・改築の実施
- ・ BCP 策定による災害発生時の対応

事業の継続

- ・ 持続可能な運営ができるように、独立採算による運営や人材確保に努めます。
- ・ 経費の削減を図るための検討の実施
- ・ 適正な使用料の改定に係る検討の実施

適切なマネジメント

- ・ 下水道関連計画に基づき、適切かつ効率的な修繕・改築の実施に努めます。
- ・ 各計画に基づく建設投資の平準化
- ・ 修繕・改築の優先順位の明確化

第5章 投資・財政計画

1.投資・財政計画

①収益的収支

(単位:千円)

区 分		年 度						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	67,510	65,938	65,966	110,967	108,731	106,487	
	(1) 料金収入	67,506	65,937	65,965	110,966	108,730	106,486	
	(2) 受託工事収益 (B)							
	(3) その他の他	4	1	1	1	1	1	
	2. 営業外収益	384,361	416,469	377,439	333,256	356,498	408,589	
	(1) 補助金	276,314	315,117	281,451	235,263	254,186	300,907	
	他会計補助金	268,314	307,117	281,451	235,263	254,186	290,407	
	その他補助金	8,000	8,000				10,500	
	(2) 長期前受金戻入	105,237	101,172	95,585	97,590	101,909	107,279	
	(3) その他の他	2,810	180	403	403	403	403	
	収入計 (C)	451,871	482,407	443,405	444,223	465,229	515,076	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	424,140	450,265	417,939	423,249	441,131	484,059
		(1) 職員給与	11,382	12,363	13,150	13,150	13,150	13,150
基本給		6,302	6,330	6,779	6,779	6,779	6,779	
退職給付費		470	1,077	1,153	1,153	1,153	1,153	
その他		4,610	4,956	5,218	5,218	5,218	5,218	
(2) 経費		174,544	205,491	182,632	187,441	195,291	224,479	
動力費		28,300	28,252	27,709	28,493	29,299	30,128	
修繕費		3,253	4,220	3,379	3,531	3,690	3,856	
材料費		1,816						
その他		141,175	173,019	151,544	155,417	162,302	190,495	
(3) 減価償却費		238,214	232,411	222,157	222,658	232,690	246,430	
2. 営業外費用		22,974	29,442	25,128	20,512	23,759	30,576	
(1) 支払利息		16,601	13,999	11,506	11,201	13,437	17,101	
(2) その他の他	6,373	15,443	13,622	9,311	10,322	13,475		
支出計 (D)	447,114	479,707	443,067	443,761	464,890	514,635		
経常損益 (C)-(D) (E)	4,757	2,700	338	462	339	441		
特別利益 (F)								
特別損失 (G)	4,757	3	3	3	3	3		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 4,757	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		2,697	335	459	336	438		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)								
流動資産 (J)	101,421	118,835	107,602	100,168	129,188	187,587		
うち未収金	24,773	13,468	14,327	14,327	14,327	14,327		
流動負債 (K)	195,618	204,148	185,914	160,953	144,805	153,168		
うち建設改良費分	162,089	160,136	141,852	116,891	100,743	109,106		
うち一時借入金	32,813	43,236	43,216	43,216	43,216	43,216		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)								
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)								
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	67,510	65,938	65,966	110,967	108,731	106,487		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)								
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)								
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)								
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)								

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	104,294	101,852	167,788	163,686	159,534	155,501
	(1) 料 金 収 入	104,293	101,851	167,787	163,685	159,533	155,500
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	1	1	1	1	1	1
	2. 営 業 外 収 益	421,517	419,414	362,948	384,395	432,672	457,066
	(1) 補 助 金	313,901	308,401	250,112	269,300	313,500	334,500
	他 会 計 補 助 金	305,401	308,401	250,112	269,300	303,000	326,000
	そ の 他 補 助 金	8,500				10,500	8,500
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	107,213	110,610	112,433	114,692	118,769	122,163
	(3) そ の 他	403	403	403	403	403	403
	収 入 計 (C)	525,811	521,266	530,736	548,081	592,206	612,567
	1. 営 業 費 用	493,302	488,898	501,913	516,222	555,466	573,801
	(1) 職 員 給 与 費	13,150	13,150	13,150	13,150	13,150	13,150
	基 本 給	6,779	6,779	6,779	6,779	6,779	6,779
	退 職 給 付 費	1,153	1,153	1,153	1,153	1,153	1,153
そ の 他	5,218	5,218	5,218	5,218	5,218	5,218	
(2) 経 費	233,021	220,933	230,227	239,926	271,044	281,604	
動 力 費	30,980	31,857	32,758	33,685	34,638	35,618	
修 繕 費	4,029	4,210	4,398	4,594	4,799	5,013	
材 料 費							
そ の 他	198,012	184,866	193,071	201,647	231,607	240,973	
(3) 減 価 償 却 費	247,131	254,815	258,536	263,146	271,272	279,047	
2. 営 業 外 費 用	32,330	32,102	28,560	31,819	35,819	38,088	
(1) 支 払 利 息	17,778	18,510	18,602	20,520	21,040	21,890	
(2) そ の 他	14,552	13,592	9,958	11,299	14,779	16,198	
支 出 計 (D)	525,632	521,000	530,473	548,041	591,285	611,889	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	179	266	263	40	921	678	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)	3	3	3	3	3	3	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	176	263	260	37	918	675	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	155,674	166,982	166,630	161,845	161,499	143,035	
う ち 未 収 金	14,327	14,327	14,327	14,327	14,327	14,327	
流 動 負 債 (K)	189,321	200,165	206,538	205,329	227,585	206,041	
う ち 建 設 改 良 費 分	145,259	156,103	162,476	161,267	183,523	161,979	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	43,216	43,216	43,216	43,216	43,216	43,216	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	104,294	101,852	167,788	163,686	159,534	155,501	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

②資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	2,600		10,000	190,000	318,000	103,000
	うち資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金	40,000	45,257	28,549	7,275	5,852	4,631
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金	1,705		9,000	185,000	286,000	84,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	44,305	45,257	47,549	382,275	609,852	191,631
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	44,305	45,257	47,549	382,275	609,852	191,631
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	19,638	15,617	20,826	381,000	604,000
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金		137,769	138,551	138,297	123,051	100,793	84,388
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)	157,407	154,168	159,123	504,051	704,793	265,388	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		113,102	108,911	111,574	121,776	94,941	73,757
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	47,415	108,911	111,574	121,776	94,941	73,757
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	65,687					
計 (F)	113,102	108,911	111,574	121,776	94,941	73,757	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		841,589	703,038	574,741	641,690	858,897	877,509

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		203,779	231,835	206,132	167,725	182,648	215,869
	うち基準内繰入金	141,892	140,526	136,973	121,935	109,451	96,789
	うち基準外繰入金	61,887	91,309	69,159	45,790	73,197	119,080
資本的収支分		40,000	45,257	28,549	7,275	5,852	4,631
	うち基準内繰入金	6,405	6,394	7,591	7,275	5,852	4,631
	うち基準外繰入金	33,595	38,863	20,958			
合 計		243,779	277,092	234,681	175,000	188,500	220,500

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	63,000	106,416	199,463	105,385	173,316	238,978
	うち 資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金	3,137	3,137	1,300	1,150		
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金	125,000	91,415	184,463	90,385	158,315	223,978
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	191,137	200,968	385,226	196,920	331,631	462,956
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	191,137	200,968	385,226	196,920	331,631	462,956
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	263,000	197,831	383,926	195,770	331,631	462,956
	うち 職員給与費						
	2. 企 業 債 償 還 金	93,654	126,983	135,086	130,253	126,544	141,754
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
計 (D)	356,654	324,814	519,012	326,023	458,175	604,710	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	165,517	123,846	133,786	129,103	126,544	141,754	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	165,517	123,846	133,786	129,103	126,544	141,754
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (F)	165,517	123,846	133,786	129,103	126,544	141,754	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)	846,855	826,288	890,665	865,797	912,569	1,009,793	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		228,363	226,363	182,700	197,350	223,500	241,500
	うち 基準内繰入金	106,156	138,176	145,946	142,496	138,605	153,961
	うち 基準外繰入金	122,207	88,187	36,754	54,854	84,895	87,539
資 本 的 収 支 分		3,137	3,137	1,300	1,150		
	うち 基準内繰入金	3,137	3,137	1,300	1,150		
	うち 基準外繰入金						
合 計		231,500	229,500	184,000	198,500	223,500	241,500

2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画策定に当たっての数値目標

経営指標	現状	目標	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
(1)経常収支比率	101.1%	100%以上を維持	100%以上を維持
(2)経費回収率	35.1%	40%以上	50%以上

※特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の合算となっています。

(1)経常収支比率

令和12年度 100%以上を維持

令和17年度 100%以上を維持

経常収支比率については、令和6年度の実績値で 101.1%となっています。100%を超えていますが、使用料収入だけの経営が困難な為、一般会計からの繰入金によって施設の維持管理費及び償還金利子を補っている状況です。事業の継続のためにも、今後も 100%以上を維持するよう取り組みます。

(2)経費回収率

令和12年度 40%以上

令和17年度 50%以上

経費回収率については、下水道事業で令和6年度の実績値で 35.1%となっています。

さらに今後は、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の本格的な更新時期の到来を控え、下水道事業をめぐる経営環境はますます厳しくなることが見込まれています。

今後、対策をせずに事業運営を実施した場合は、令和12年度に経費回収率は 23.3%、令和17年度には 17.3%まで経費回収率が低下することが見込まれています。そのため、使用料改定や可能な限りの費用削減を実施することを踏まえて、上記のように目標を定めます。

なお、目標については、令和12年度は使用料単価を 200 円程度まで引き上げた場合、令和17年度は使用料単価を 340 円程度まで引き上げた場合に達成可能として設定しています。

②収支計画のうち投資についての説明

・建設改良費

建設改良費は10年間で約39.8億円が必要であると見込んでいます。

建設改良費については、各種事業計画に基づき主に次の事業に要する費用を計上しています。事業計画後の年度については、固定資産台帳のデータを使用して標準使用年数経過後に順次更新するとした場合の費用を計上しています。

○公共下水道事業:事業予定実施計画による弓削浄化センター長寿命化工事(950,000千円)、生名・岩城浄化センター長寿命化工事(438,000千円)

○農業集落排水事業:事業計画による機能強化工事(令和7年度～令和11年度予定:251,000千円)

○特定地域生活排水処理事業:「循環型社会形成推進地域計画」に記載がある、令和9年度まで2基ずつ整備するとして金額を計上しています。その後は既存浄化槽の維持管理のみとしています。

○事業計画以降:標準使用年数が過ぎた固定資産を平準化して更新するとして額を計上しています。

いずれにしても、人口減少に伴う施設のダウンサイジングや施設の統廃合を含め検討し、経費の抑制に努めます。

③収支計画のうち財源についての説明

**・使用料収入…料金改定を踏まえた推計をしています。
・企業債…建設改良費の推計に合わせて、10年間で約19.5億円を見込んでいます。
・他会計繰入金…料金改定や可能な限りの経費削減によって基準外繰入の抑制に努めます。**

・使用料収入

本町の人口、水洗化人口の予測を用いて、今後の有収水量を推計し、実績から算定した単価を乗じることで使用料収入の推計を行っています。

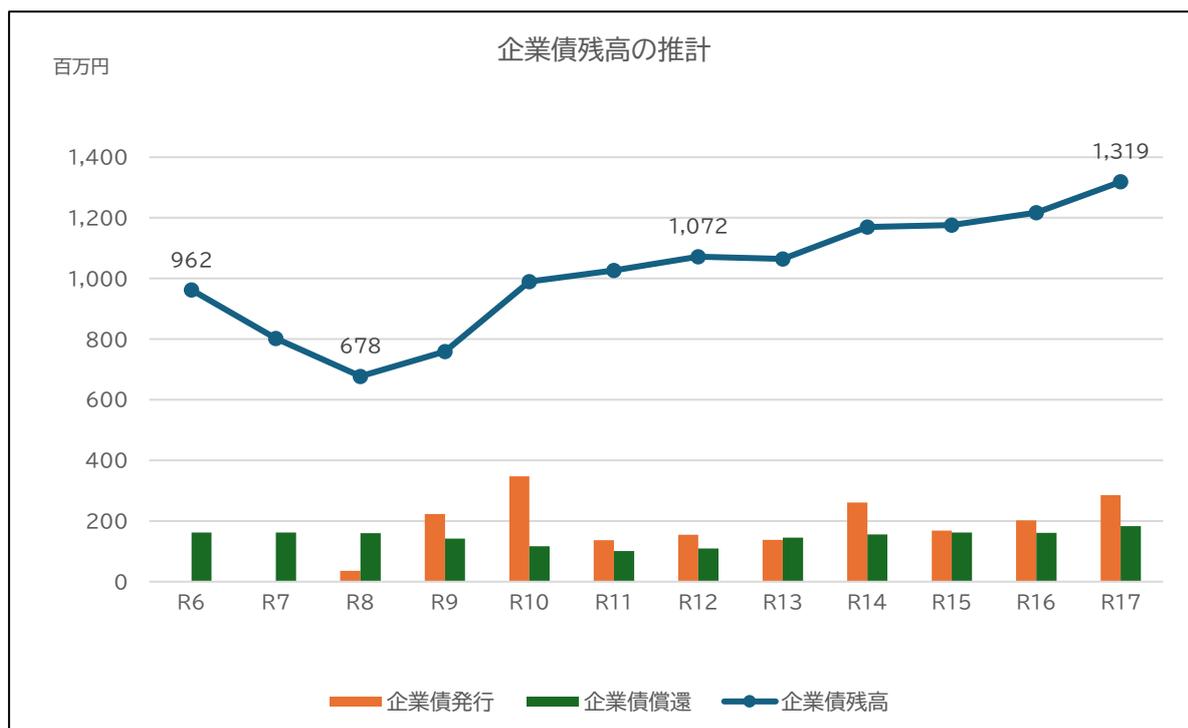
また、令和9年度、令和14年度にそれぞれ使用料改定をする前提で、使用料の増加を踏まえた推計を行っています。

・企業債

建設改良費に係る企業債の発行額は、令和8年度から令和17年度の期間中に約19.5億円を見込んでいます。

なお、企業債の借り入れにあたっては、交付税措置率が高い企業債を活用するなど、有利な借り入れを検討します。

なお企業債残高については、次項のグラフのように推移すると考えられます。



・他会計繰入金

一般会計繰入金には、国が定める基準に基づく「基準内繰入金」と、使用料収入や基準内繰入金を充当してもなお不足が生じる場合に財源を補てんする「基準外繰入金」があります。

④収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費…異動があることを加味して現在と同規模での推移としています。
- ・経費…物価高騰を見込んで推計しています。
- ・減価償却費・元利償還金…既存の資産に加え、計画期間中に新規で取得する資産及び、その取得のための企業債を加味して推計しています。

・職員給与費

計画期間内での増員は見込めないこと及び、異動があることから、現在と同水準で推移すると見込んでいます。

・経費

公共下水道事業の動力費、修繕費、材料費等、各年度の取り組みに必要な費用については、物価高騰などを考慮し、増加すると見込んでいます。

物価高騰率については、2020年基準消費者物価指数時系列リストの2022年～2024年の3か年平均を使用しています。

※四国地方のデータを使用

分類名	3か年平均指数
設備修繕・維持	4.53
光熱・水道	2.83
食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合	1.73

分類については、予算書、決算書等の目、節(勘定科目)に沿ってどの分類を使用するか決定しています。

・減価償却費

既存の固定資産に係る減価償却費に加え、建設改良費により新規に取得する固定資産の減価償却費を見込んでいます。

・企業債元利償還金

既存の借入分に係る元利償還金は償還表をもとに算定しています。それに加え、計画期間中の新規借入分の元利償還金を一定の償還年数や利率により見込み、計上しています。

3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	愛媛県が平成30年11月に設置した「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会」に参加し、広域化・共同化の今後の方向性について検討を行うための地域別ワーキンググループに参加しました。
投資の平準化に関する事項	「上島町特定環境保全公共下水道施設再構築基本設計(ストックマネジメント計画)」及び、「上島地区農業集落排水事業計画書」に基づき設備等の更新や改修を行い、投資の平準化に努めます。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	ウォーターPPP については、導入可能性調査を行い、導入可能かどうか検討します。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	前回検討後、5年以内に使用料見直しの検討を実施します。
資産活用による収入増加の取組について	新たな未利用地が発生した場合には、その有効活用について検討します。
その他	資本平準化債の活用によって、企業債償還額の平準化を図り過度な負担が発生しないように、企業債償還金が減価償却費を超える額については積極的に資本平準化債を活用します。

③投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項	他自治体の動向を確認し、本町に導入可能な事例を検討します。
職員給与費に関する事項	業務の上で、最低限の人員で運営しているため、これ以上の職員給与費の削減は難しいです。
動力費に関する事項	コスト比較等により状況を総合的に判断し、経費削減に最適な方法を検討します。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	点検・清掃・検査データの一元管理が出来るなどのデジタル、システムの導入などによって更なる経費削減に努め、委託料の適正化を検討します。

第6章 経費回収率の向上に向けた取り組み

1.収入増加のための取り組み及び実施時期

・使用料の適正化

経営戦略の改定に併せて、5年毎に適正な使用料の検証をします。

使用料については、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、本町における今後の使用料収入の状況や設備更新の需要等を踏まえた経営状況を考慮したうえで、経営戦略の改定と併せて5年毎に検討します。

令和7年度に本経営戦略を改定し、併せて独立採算が求められる公営企業会計において、一般会計繰入金に依存せざるを得ない状況であることを踏まて、適正な使用料について検証します。

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経費回収率の向上に向けた取り組み										
収入:使用料改定の必要性に関する検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
収入:使用料改定		→					→			
経営戦略										
計画実績の確認	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
経営戦略の改定					→					→

※令和9年度改定見込み

2.支出削減のための取り組み及び実施時期

・ウォーターPPPの検討

施設の維持管理に関して維持管理については民間委託を実施していますが、ウォーターPPPの導入が可能であるか検討します。

・広域化

先程述べたように、施設の維持管理に係る民間委託を実施していますが、近隣自治体との汚泥処理の共同化等、広域化の検討により更なるコスト削減・業務効率化を目指します。

・デジタルを活用した監視・保守

センサーでの遠隔監視(流入量、水質、機器動作、アラーム等)や点検・保守の遠隔化(IoT・簡易センサー活用)など、よりデジタルを活用した維持管理について、費用対効果などを検討し、効果が高い場合は導入を検討します。

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経費回収率の向上に向けた取り組み										
費用:ウォーターPPPの検討										
費用:広域化										
費用:デジタルを活用した監視・保守										

3.経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡 令和2年7月22日)に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
数値目標										
経常収支比率						100%以上				100%以上
経費回収率						40%以上				50%以上
経費回収率の向上に向けた取り組み										
収入:使用料改定の必要性に関する検討										
収入:使用料改定										
費用:ウォーターPPPの検討										
費用:広域化										
経営戦略										
計画実績の確認										
経営戦略の改定										

第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1.事後検証

経営戦略の計画期間において、PDCA サイクルに基づいた進捗管理を行い、決算数値による計画対比の結果の確認、本計画にて明記した経営健全化への取組に対してどの程度実施できているかの検証及び、取り組み状況の評価を実施します。

2.経営戦略の見直し

経営戦略の見直しについては5年後を目安に行います。

本経営戦略の計画期間は、令和8年度を起点とする10年間としていますが、本町における下水道事業を取り巻く環境の変化を的確に捉えるため、経営戦略の見直しについては5年後を目安に行います。

ただし、進捗管理による検証の結果、計画と大幅な乖離がある、または事業環境に大幅な変化が生じている場合は、目安の時期に限らず、本計画の見直しを検討することとします。